

平成22年度入善町人事行政の運営等の状況

入善町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年入善町条例第1号）第6条の規定に基づき、入善町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成23年4月1日現在の状況等を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

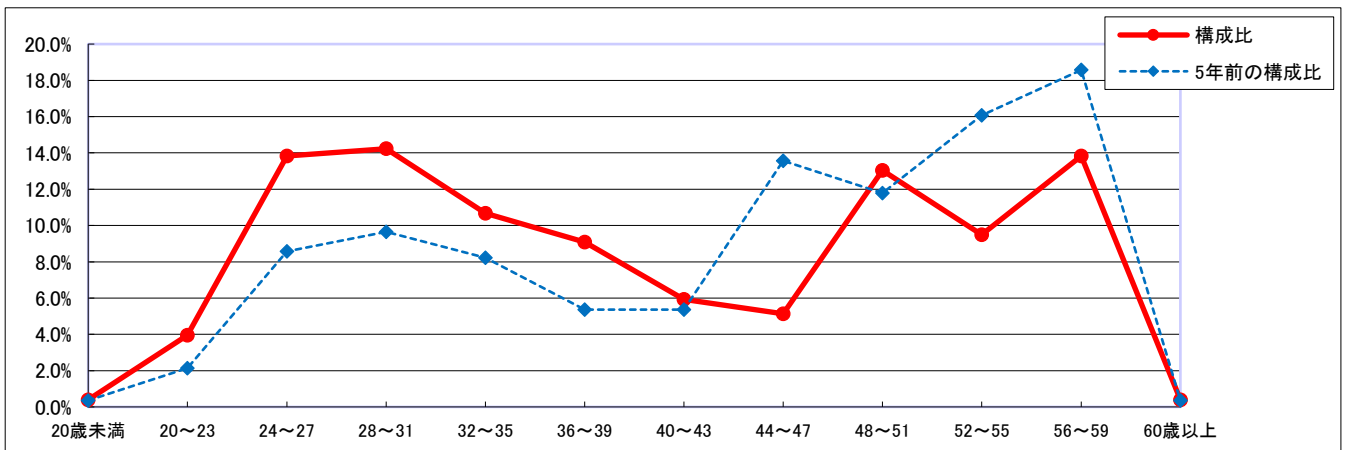
(各年4月1日現在)

(単位：人)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成22年	平成23年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4		
		総務	39	35	△ 4	欠員不補充による減
		税務	14	14		
		民生	90	89	△ 1	
		衛生	12	12		
		労働				
		農林水産	11	11		
		商工	3	3		
	土木	16	16			
		計	189	184	△ 5	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 68.34人 (類似団体の人口1万人当たり職員) 64.79人
	教育部門	28	25	△ 3	欠員不補充による減	
	消防部門	25	25	0		
	小計	242	234	△ 8	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 86.90人 (類似団体の人口1万人当たり職員) 82.45人	
公営会計企業等	下水道	9	9			
	その他	10	10			
	小計	19	19			
合計			261 〔290〕	253 〔290〕	△ 8 〔0〕	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 93.96人

(注) 1 職員数は国の定員管理調査のうち部門別に計上された人数です。
 2 〔 〕内は、条例定数の合計です。
 なお、平成17年4月1日に条例定数340人を290人に改正しています。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	10人	35人	36人	27人	23人	15人	13人	33人	24人	35人	1人	253人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	196	188	190	188	189	184	△ 12 (△ 6.1 %)
教育	39	36	31	30	28	25	△ 14 (△ 35.9 %)
消防	26	26	25	26	25	25	△ 1 (△ 3.8 %)
普通会計計	261	250	246	244	242	234	△ 27 (△ 10.3 %)
公営企業等会計	22	22	20	19	19	19	△ 3 (△ 13.6 %)
総合計	283	272	266	263	261	253	△ 30 (△ 10.6 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4)採用の状況(平成22年度)

12名採用(競争試験：12名)

(5)昇任の状況(平成22年度)

12名(参事：2名、課長：2名、主幹：3名、課長代理：3名、係長：2名)

※()内は昇任後の階層等毎に分類したもの

(6)退職の状況(平成22年度)

16名退職

2. 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H23.3.31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	26,926	10,738,733	458,041	1,823,049	17.0	17.2

(注) 1 普通会計とは、下水道事業・国民健康保険等を除く町事業全般を行うための会計をいいます。
2 人件費は、町長・議員等の特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

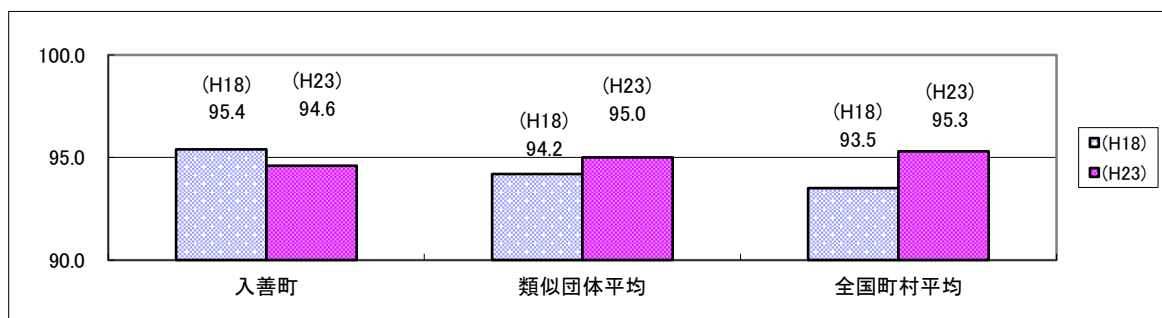
区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費	類似団体平均1人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	241	805,382	74,669	271,169	1,151,220	4,777	5,508

〈参考〉

(注) 1 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。(「地方公務員給与実態調査」の普通会計関係の職員数合計)
2 給与費は、「地方財政状況調査」による普通会計決算額(事業費支弁分を含む)ものです。
3 職員手当には、退職手当・子ども手当は含みません。

(3)特記事項 該当なし

(4)ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1号給の給料月額	135,600 円	185,800 円	222,900 円	261,900 円	289,200 円	320,600 円
最高号給の給料月額	243,700 円	309,200 円	356,400 円	390,100 円	402,500 円	424,600 円

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
入 善 町	39.8 歳	290,418 円	315,613 円	303,017 円
富 山 県	44.0 歳	347,600 円	421,800 円	371,600 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.1 歳	319,482 円	379,417 円	346,821 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				平均給与月額 (国ベース)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	
入 善 町	48.4 歳	24 人	261,815 円	268,524 円	263,857 円
うち学校給食員	44.5 歳	8 人	247,212 円	252,598 円	247,212 円
うち用務員	55.3 歳	4 人	313,597 円	320,579 円	316,454 円
うちその他技能労務職	48.8 歳	12 人	254,296 円	261,789 円	257,421 円
富 山 県	51.1 歳	288 人	355,200 円	402,000 円	371,600 円
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円
類似団体	49.7 歳	19 人	274,304 円	295,456 円	285,185 円

民 間			参 考	区 分	参 考		
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	A/B		年収ベース (試算値) の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	C/D
—	—	—	—	入 善 町	—	—	—
調理士	43.3 歳	229,600 円	1.10	うち学校給食員	4,016,776 円	3,273,600 円	1.23
用務員	53.8 歳	209,700 円	1.53	うち用務員	5,064,048 円	2,943,200 円	1.72

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成20年～22年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
入 善 町	36.1 歳	264,631 円	310,851 円	282,403 円
類似団体	40.0 歳	308,001 円	388,113 円	351,658 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(7)職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		入善町	富山県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	(Ⅱ種) 172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	(Ⅲ種) 140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	130,300 円	—
	中学卒	129,200 円	120,200 円	—
消 防 職	大学卒	187,500 円	—	—
	高校卒	158,100 円	—	—

(8)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数	10年以上 ～ 15年未満	15年以上 ～ 20年未満	20年以上 ～ 25年未満
一般行政職	大学卒		246,066 円	311,250 円	346,385 円
	高校卒		— 円	299,100 円	328,100 円
技能労務職	高校卒		— 円	— 円	— 円
	中学卒		174,000 円	188,700 円	241,200 円
消 防 職	大学卒		— 円	272,900 円	— 円
	高校卒		235,150 円	— 円	307,500 円

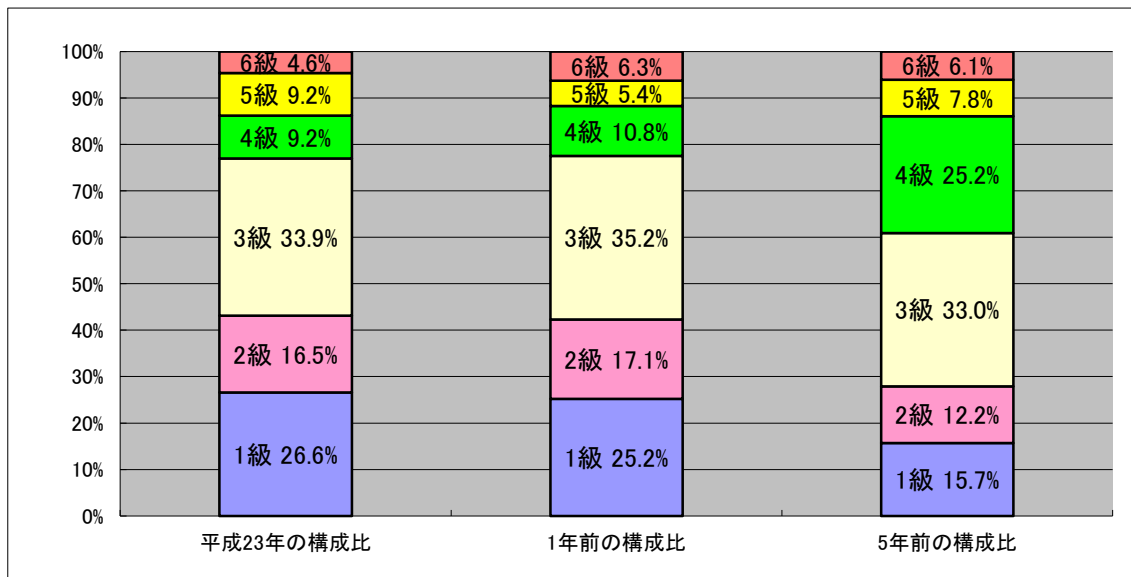
(9)一般行政職の級別職員数の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事 技師 主事補	29 人	26.6%
2 級	主事 技師	18 人	16.5%
3 級	係長 主査 主任	37 人	33.9%
4 級	課長代理 係長 主査	10 人	9.2%
5 級	課長 班長 主幹	10 人	9.2%
6 級	参事 課長	5 人	4.6%
計		109 人	100.0%

(注) 1 入善町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

② 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条に基づき、毎年4月1日及び10月1日を評定基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。</p> <p>2. 昇給への勤務成績の反映状況</p> <p>業績、態度及び能力を総合的に5段階（A～E）の絶対評価を実施し、その評価結果に基づき昇給区分（0～8号級）を決定。</p> <p>平成23年1月1日の昇給において、昇給対象職員242名中の分布の状況は、上位区分（3～6号給）に決定された者が9.5%、標準区分（2～4号給）に決定された者が84.3%、下位区分（0～2号給）に決定された者が6.2%であった。</p> <p>※55歳以上の職員は昇給号数が2分の1に抑制されているため、（〇～〇号給）となっている。</p>

(10) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

入 善 町	国	富 山 県
1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,144 千円	—	1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,642 千円
(H22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(H22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(H22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～15% ・ 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 15%～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

〈参考〉 勤勉手当への勤務実績の反映の状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条に基づき、毎年4月1日及び10月1日を評定基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。</p> <p>2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況</p> <p>業績、態度及び能力を総合的に5段階（A～E）の絶対評価を実施し、その評価結果に基づき成績率を決定。</p> <p>平成22年12月の勤勉手当において、支給対象職員239名中の分布状況は、上位区分（70/100）に決定された者が8.4%、標準区分（63.5/100～65/100）に決定された者が85.8%、下位区分（51/100～58/100未満）に決定された者が5.8%であった。</p>
--

②退職手当(平成23年4月1日現在)

入 善 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均 支給額	5,095 千円	22,707 千円			

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当 制度無

④特殊勤務手当 制度無 (※平成17年4月1日から特殊勤務手当廃止)

⑤時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	45,160 千円	H22は参議院議員・町長・県議会議員選挙、基幹統計の時間外勤務手当を含む
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	173 千円	
支給実績 (21年度決算)	49,469 千円	H21は衆議院議員・町議会議員選挙、定額給付金関係の時間外勤務手当を含む (前年公表データ修正)
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	188 千円	

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当・夜間勤務手当を含みます。

⑥その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(H22年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	1 配偶者 13,000円	同じ		12,734千円	193,689円
	2 扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合はそのうち1人について11,000円)				
	3 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算				
住居手当	1 借家等 ① 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円	同じ		2,616千円	217,958円
	② 家賃23,000円を超える場合 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 (最高限度額27,000円)				

通勤手当	1 交通機関等利用職員 1月当たりの運賃等相当限度額 55,000円	同じ		9,928千円	50,141円
	2 自動車等使用職員 3,000円 ～ 31,500円 (2km以上～4km未満) (60km以上)	異なる	国は2,000円～ (2km以上～5km未満) 24,500円(60km以上)		
管理職手当	管理又は監督の地位ある職員の職務の級及び役職の区分別に定額が支給 6級 58,200円 ～ 5級 35,700円	異なる	職務の級が異なる	9,271千円	515,046円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一回の勤務につき 4,200円	同じ		525千円	4,200円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ・6時間以下の場合 6,000円～4,000円 ・6時間を超える場合9,000円～6,000円	異なる	国は ・6時間以下の場合 12,000～6,000円 ・6時間を超える場合 18,000～9,000円	－千円	－円

(11) 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	町 長	822,000 円	〈参考〉類似団体における最高／最低額 880,000 円 / 359,000 円	
	副町長	673,000 円	716,000 円 / 461,000 円	
報酬	議 長	362,000 円	445,000 円 / 275,000 円	
	副議長	314,000 円	372,000 円 / 213,300 円	
	議 員	294,000 円	340,000 円 / 192,600 円	
期末手当	町 長 副町長	(平成22年度支給割合)	2.95 月分	
	議 長 副議長 議 員	(平成22年度支給割合)	2.95 月分	
退職手当	町 長	(算定方式) 給与月額×在職月数/12月×500/100	(1期の手当額) 1,644万円	(支給時期) 任期毎
	副町長	給与月額×在職月数/12月×280/100	754万円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給与月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤 務 時 間	8:30 ～ 17:15
休 憩 時 間	12:00 ～ 13:00

平成22年6月から勤務時間変更

※ 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員(保育所、各種施設)は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の状況

職員の休暇、休業制度については、町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区 分	休暇（休業）期間等	平成22年の取得状況
年次休暇	20日（1年あたり）	平均 5.5日
特別 休暇	夏季休暇	4日以内（〃）
	ボランティア休暇	5日以内（〃）
	子の看護休暇	子1人の場合5日、子2人以上の場合10日（〃）
	介護休暇	要介護者が1人の場合5日、2人以上の場合10日（〃）
病気休暇	90日以内	取得者 14人 (5日以上連続取得者 8人)
介護休暇	6月以内	取得者 0人
育児休業	子が3歳に達する日までの期間	取得者 9名 (H22年の新たな取得者 5人)

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成22年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

降 任	免 職	休 職	降 級	合 計
— 人	— 人	4 人	— 人	4 人

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職質を十分に果たすことができない場合に行われる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成22年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
— 人	2 人	— 人	— 人	2 人

※ 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

5. 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成22年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	平成22年度の承認件数
研修を受ける場合	35 件
定期健康診断等、厚生に関する計画の実施に参加する場合	8 件
当該地方公共団体の特別職、消防団員等としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	— 件
任命権者が特に認める場合（職員永年勤続表彰出席、運転免許教習、職員団体交渉等）	16 件
合計	59 件

※ 町職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況（平成22年度）

職員の研修の状況については、次のとおりです。

①階層別研修 11講座 受講者数 52名

新任職員、吏員基礎、継続、新任係長、現任係長、新任主幹、新任課長、現任課長、管理者、管理者合同

②専門研修 12講座 受講者数 36名

政策法務、政策形成、プレゼンテーション、パソコン、創造性開発、住民満足度向上、タイムマネジメント、ロジカルシンキング、研修担当特別、とやま夏季大学

③派遣専門研修 5講座 受講者数 5名

県中堅部養成、国内外研修プログラム、市町村アカデミー、行政専門講座、防災対策

④特別研修 9講座 148名

人事評価者、新任職員実施・議会傍聴、防火管理者・防災無線、保健教養、各種講演会聴講など

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績の評定の状況は、次のとおりです。

ア 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司が評定者となり、その職員の知識・技能、理解力、創意工夫力、表現・応対力等の能力評定、服務規律、責任制、積極性、協調性、コスト意識の態度評定、仕事の質・量の業務評定について項目毎に評価を行った上で、A～Eの5段階評定で総合評価を行います。

イ 評定時期

評定は4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に年2回実施します。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

主 な 項 目	対 象 者 等	実施状況
・ 定期健康診断	全職員	198 名
・ 人間ドック	40歳、50歳節目年齢の職員	15 名
・ 一般健康相談	希望職員	年1回

(2) 福利事業

職員サークル活動助成（3サークル）

(3) 福利厚生事業に係る決算額

1,876千円（平成22年度）

(4) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として富山県市町村職員共済組合に加入

当該共済組合により短期給付(医療保険)、長期給付(年金)のほか福祉事業が行われています。